

寄 附 行 為

(昭和22年10月1日 設立許可)

(昭和55年4月3日 変更認可)

(平成11年2月1日 変更認可)

(平成14年2月18日 変更認可)

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、財団法人統計研究会という。

(目的)

第 2 条 本会は、我が国における統計の改善発展を図るための各種の調査研究、その他の事業を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 統計の理論及び技術の研究
- (2) 統計制度の研究
- (3) 経済・社会問題の統計的研究
- (4) 統計の普及及び宣伝
- (5) 内外統計調査研究機関との連絡及び統計資料の収集交換
- (6) 図書及び雑誌の編集出版
- (7) その他本会の目的を達するに必要な事業

(事務所)

第 4 条 本会は、事務所を東京都港区新橋1丁目18番16号(日本生命ビル)に置く。ただし、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

第 2 章 役 員

(役員の種類)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

理 事 長	1 名
常務理事	4 名以内
理 事	15名以上25名以内
監 事	2 名

(選任等)

第 6 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事は、互選により、理事長及び常務理事を選任する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第 7 条 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、会務を分担処理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本会の業務を議決し、執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務官庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第 8 条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 9 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第 3 章 会長、顧問及び参与

(会長)

第 10 条 本会に、名誉職として会長を置くことができる。

2 会長は、理事会の同意を得て理事長が推戴する。

(顧問及び参与)

第 11 条 本会に、顧問、参与若干名を置く。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問は、本会の重要事項に関し理事長の諮問に応ずる。

4 参与は、特に重要な会務に参画する。

(顧問及び参与の解職)

第 12 条 顧問及び参与は、理事会の議を経て、これを解職することができる。

第 4 章 理事会

(構成)

第 13 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第 14 条 理事会は通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 1 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 7 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 15 条 理事会は、理事長が招集し、重要な会務を議決し、執行する。

2 理事長は前条第 3 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 17 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 18 条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 19 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印をしなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 21 条 本会に、評議員 25 名以上 40 名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第 8 条及び第 9 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 22 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、毎年 1 回以上理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、本会の資産又は事業執行の状況について報告を受け、かつ、理事会で必要と認めた重要事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第 17 条から第 20 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び経費

（資産の構成）

第 23 条 本会の資産は、次に掲げるものからなる。

- (1) 本会設立当初の資産
- (2) 寄附金品
- (3) 補助金
- (4) 事業収入
- (5) その他の収入

（基本財産の構成）

第 24 条 本会の基本財産は、次に掲げるものからなる。

- (1) 基本財産に編入すべきことを指定した寄附金品
- (2) 基本財産に編入すべきことを理事会で議決した金品

（基本財産の処分の制限）

第 25 条 基本財産は、処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

（基本財産の管理）

第 26 条 本会の基本財産は、理事長が管理する。

（経費の支弁）

第 27 条 本会の経費は、基本財産でない財産をもって支弁する。

（会計年度）

第 28 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（予算）

第 29 条 本会の予算は、理事会の決議によって定め、決算は、理事会の承認を経なければならない。

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 30 条 本寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得て変更することができる。

(解散)

第 31 条 本会を解散するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を要する。残余財産の処分についても又同じ。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 32 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 33 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

第 9 章 補 則

(委任)

第 34 条 この寄附行為に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

財団法人 統計研究会

〒105-0004

東京都港区新橋1丁目18番16号

(日本生命新橋ビル7階)

電話 (03)3591-8496

ファクシミリ (03)3595-2220

E-MAIL isr@asahi-net.or.jp
